

## 平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業 (JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業及び 二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業) 電子メールでの質問と回答

本「質問と回答」では、以下の通り、略称します：

**JICA 等連携**：JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業

**設備補助**：二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業

- ※ 設備補助の質問と回答には JICA 等連携と共通のものも多く含まれますので、併せてご覧ください。
- ※ 公募説明会当日の回答については、5 月 1 日に「公募説明会における質問と回答」として掲載しておりますので、そちらも併せてご確認ください。

### JICA 等連携

#### 【補助対象事業】

- Q： 対象案件は、「JICA 等の海外投融資等の資金協力/投資金融等」と記載があるが、ODA 案件も対象になる可能性はあるか。その場合、何か条件などあるか。
- A： 本事業の連携対象としては、JICA の海外投融資事業(ODA)と JBIC のプロジェクトファイナンス等(非 ODA)を想定しておりますが、ODA 事業でもより譲許性の高い無償資金協力事業や円借款事業も対象となります。また、ODA 事業との連携の場合、プロジェクト全体を本補助金対象部分とその他 ODA 事業でまかなわれる部分とに明確に分離する必要があります(例えば太陽光発電とディーゼル発電とのハイブリッドシステムによる系統連系事業の場合、太陽光発電システムは本補助事業部分で、ディーゼル発電機と送電線は ODA 部分。また、新空港を建設し空港ターミナルを対象に ESCO 事業を実施する場合、新空港建設部分は ODA、空港ターミナル ESCO 事業部分は本補助事業部分)。
- 他方、非 ODA 事業との連携の場合は、プロジェクト全体を上記のように分離する必要はありません。ただし、総事業投資額が大きい場合、補助対象部分が一部となる場合があります。詳細は個別にご相談を受け付けます。

#### 【補助対象者、応募方法、提案書類、審査】

- Q： 公募要領 4(3)イで「プロジェクト全体の調達予定先」に関する書類の添付が要求されているが、これは主要機器の調達先リストでよいか。その場合、「 円以上の機器」などの基準はあるか。
- A： 金額による基準はありませんが、主要機器(モニタリングに要する機器を含む)については必ず書類を添付してください。
- Q： 公募要領 4(3)オに「金額の根拠がわかる書類(見積書)等」とあるが、見積書の有効期限などの制約はあるか。
- A： 提案時には特に制約はありませんが、できるだけ直近のものを添付願います。また、交付申請では、交付決定時点が有効期限内であることが必須なので、交付申請時には、有効期限切れとならないようご注意ください。

### 設備補助

#### 【公募全般】

- Q： 質問受付期間が過ぎた後の質問は受け付けてもらえるのか。
- A： 原則受け付けません。

### 【補助対象者、応募方法、提案書類、審査】

- Q: 公募要領の P3 に「代表事業者及び共同事業者は、特段の理由がありセンターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することが出来ません」とあるが、共同事業者が新たに増える(国際コンソーシアムを構成する事業者が増える)、といったケースでも許可されない可能性はあるか?例えば、「採択された」という確約がされたら事業参画を検討する、という企業や、特別目的会社(SPC)を今後設立する場合はその SPC も後で国際コンソーシアムに加える必要があるかと考える。こうした変更も「共同事業者の変更」とみなされるか。
- A: 原則追加は可能ですが、追加が想定される事業者については予め提案時から記載されていることが望ましいと考えます。交付決定後の事業の申請内容の変更に伴うメンバーの変更、追加の場合には、変更交付申請のご提出が必要となります(交付規程第 6 条)。なお、代表事業者の変更(名称変更を除く)は認められません。
- Q: 共同事業者の定款は現地の言語で書かれているものしかないが、それでもよいか。
- A: 英語以外の資料については、必ず和訳を添付してください。
- Q: 応募様式 2 の P3 の【他の補助金との関係】について、「国等の補助金等(固定価格買取制度を含む)への応募状況等を記入する」とあるが、当社は国内で太陽光発電事業を数多く行っている。IPP 事業者としての固定価格買取制度の活用についても記載必要と言うことか。
- A: 提案する事業についてのみ、日本の他の補助金、及び事業を行う国における補助金等への応募状況等(固定価格買取制度を含む)について記載してください。
- Q: 公募要領を見ると、P11「4. 公募案内(3)コ」にコンソーシアム協定書、コンソーシアム協定に関する詳細書類等(ただし、応募時に調整中の場合は調整状況を説明する資料を提出すること。)とある。また、4月24日の説明会当日配布の説明資料 P10 にも、「国際コンソーシアム協定の締結に向けたスケジュールを記載ください」と記載されている。一方、説明会における GEC の説明では、国際コンソーシアムを結成する場合は、国際コンソーシアム協定書は必須であるとのコメントがあったが、国際コンソーシアムを結成することが補助対象者の要件であることを鑑みるとすべての提案者に必須の条件と受け取れる。国際コンソーシアム協定書は、署名済みのものが提案書提出時に必須なのか。それとも、公募要領記載のとおり、締結に向けたスケジュールの記載を示すことでよいのか。
- A: 応募提案時には未署名のコンソーシアム協定書でも構いませんが、その場合は調整状況を説明する資料を提出してください。採択後、交付申請時には署名済みのものが必要となります。
- Q: 国際コンソーシアム協定書の内容は任意のものであるとの理解でよいか。必ず含まなければならない項目などはあるか。
- A: 基本的に内容は任意ですが、公募説明会資料「公募提案書作成ポイント」にある協定書(例)の以下の項目は必ず含めてください。
- (構成員の連帯責任)
- 第 5 条 2 項の  
導入した設備の効果(GHG 排出削減効果)による MRV を実施して、導入した設備の法定耐用年数の間において毎年度、公益財団法人地球環境センターあるいは環境省に報告すること
- 第 5 条 第 3 項  
本コンソーシアムの構成員は、本コンソーシアムに属する財産を、日本の法定耐用年数の期間内、善良な管理者の注意をもって、管理するものとする。
- (協定成立の時期および協定期間)
- 第 7 条 第 1 項  
本協定は、2015 年 月 日に成立し、法定耐用年数をもって協定期間満了とする。
- Q: 応募様式 2 や 3 に「プロジェクト全体の事業性」を記入する箇所があるが、当社が検討している事業(廃棄物処理・発電事業)は、日本の廃棄物処理事業同様、税金により運営される公共事業であり、利益を生むような事業ではないため、IRR を算出することができない。その場合、何か別に提出す

る書類などはあるか。

- A: 事業実施における支出と収入の内訳を明記したうえで、事業を継続的に実施可能であることが客観的にわかるような説明を記載ください。またその説明を担保できる資料等がある場合には、それらを添付ください。
- Q: 交付規程(案)の正式版(「案」ではないもの)はあるか。
- A: GEC ウェブサイトの「二国間クレジット制度を利用した設備補助事業の公募について」で、現在は(案)が掲載されていますが、近日正式版を掲載する予定ですので、こちらから入手してください。  
<http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp150420.html>
- Q: 交付規程(案)の第 15 条 四で、「天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)」とあるが、これは、天災地変が理由であっても返還請求される可能性があるということか。  
また、「補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く」とは事業者の事情で事業が遂行されない場合は返還義務が発生しない、ということか。
- A: 天災地変の具体的な内容を踏まえて、補助金を返還して頂くかを個別ケースごとに判断します。  
また、補助事業者の責に帰すべき事情により事業が遂行されない場合は、当然ながら返還義務が発生します。
- Q: 公募要領3(11)に「国際コンソーシアム内の外国法人等に移譲する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。」とある。この、「場合によっては補助金の返還が必要になる」のは「交付の目的に反して取得財産等を処分する場合」という理解でよいか。そのほかに該当するような事例はあるか。
- A: その理解で問題ありませんが、譲渡益が生じた場合も該当します。
- Q: 応募様式2「平成27年度 二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業 実施計画書」に「補助対象経費に含まれる製品の調達先」とあり、「いずれかに を付ける」とあるが、複数ある場合はどうすればよいか。
- A: 該当する箇所全てに をつけてください。その上で、主要な調達先につきご説明ください。
- Q: 公募要領2ページ、(3)補助対象者の要件の で、日本法人の定義を「日本で最初に登記がなされた法人及び当該法人が全発行株式を有する法人」としている。この定義が意図する意味・内容について、追加の説明をしてほしい。
- A: 日本国内で登記された支社等を有する外国法人を対象外とする意図で記載しています。
- Q: 公募要領 P10 (3)応募に必要な提出物及び提出部数において、提出物として「ク 応募申請者(共同事業者がある場合はそれを含む)の経理状況説明書」が必要とあるが、国際コンソーシアムを構成するすべての事業者の書類を提出する必要があるか。
- A: 代表事業者及びホスト国における設備導入先の事業者については提出必須とし、それ以外の事業者についてはセンターが必要と判断する場合において提出いただくこととします。
- Q: 労務費単価の算出根拠について、公募説明会で示された「公募提案書作成ポイント」では個人の実績単価算出表が例示されていたが、提案時にこのレベルの資料が必要か。
- A: 交付申請時及び精算の際には、個人の実績に基づいた単価算出表を提出してもらう必要がありますが、提案時には健保等級等の提出で構いません。

#### 【補助対象経費、取得財産の管理、利益排除、返還義務等】

- Q: 自社または関連会社の設備をコンソーシアム内の事業者へ販売設置する場合、実際の取引についても、製造原価で行わなければならないのか、それとも通常の市場価格(製造原価証明より高い金額)で取引してもよいのか。

- A: 利益等排除が必要な場合、原価計算による製造原価が補助対象経費となります。この製造原価より高い価格でのコンソーシアム内事業者への取引は、交付規程第 8 条 14 号に違反することになります。
- Q: 精算金額が「製造原価」であることを証明するには、「製造部門からの製造原価証明で可」ということだったが、精算時に「製造原価証明」と支払証拠資料(領収証など)の金額は同額である必要はあるか。コンソーシアム内においても他企業であるため、原価を公開することを避けるために契約は市場価格で行い、精算時に原価で行うということが認められるのか。
- A: 精算の際には、コンソーシアム内での取引は製造原価を証明する根拠資料、コンソーシアム外からの取引(利益排除が不要の場合)は領収書等の根拠資料が必要です。コンソーシアム内取引において補助金の適正な使用については、会計検査院での検査にて確認されることがありますのでご注意願います。(前問の回答参照)
- Q: 「モニタリング期間 = 設備法定耐用年数」となっているが、導入する設備を稼働する期間は最低でもモニタリング期間までということか。  
たとえば天然ガスを使用する設備導入を想定した場合、天然ガスの価格動向を 15 年先まで読むことは非常に困難であり、想定を超えた価格の高騰によっては、設備の稼働を継続することが出来なくなる場合がある。  
仮にこのような状況となり、導入した設備の稼働を一定期間(最悪のケースでは、その後モニタリング期間終了まで)止めた場合、補助金は返還しなければならないのか。  
補助金を返還する必要がある場合、補助金全額の返還となるのか。もしくは一部の返還(例えば、規定に基づいた算出額の返還)となるのか。  
また、このような不確定要素に対して、例えば、「天然ガスの市況価格が USD 以上になった場合、設備の稼働を停止しても補助金の返還を免除する」として、事前に取り決めを行う等の対策は出来ないか。
- A: 法定耐用年数の期間、設備の運用を行って頂きます。一時的な停止は問題ありませんが、理由によっては、補助金返還が必要になる可能性があります。各ケースによって異なるため、そのような事態が生じた際にご相談ください。補助金の返還が一部又は全額になるかについても、各ケースによって異なりますので、ご相談頂いた際に判断させていただきます。  
また、補助金の性質上、ご指摘のような事前の取り決めはできません。
- Q: 仮に、経営状況の悪化や経営判断によって設備の導入を中止せざるを得ない状況になった場合、公募申請後であっても設備導入計画を中止することは可能か。  
また、中止することが可能な場合、どの段階(補助金交付決定前、補助金交付前 etc.)であれば中止は可能か。
- A: そのような事態が生じないよう、応募前に関係者間でよく調整ください。なお、やむを得ず事業を中止せざるを得ない状況になった場合には、速やかに GEC にご相談ください。
- Q: 事業を実施する国や地方政府などの政策や施政方針の変更等により、事業の遂行や MRV の実施が不可能となるような、一民間企業や共同事業者では対処できない事態となった場合にも、補助金の返還義務は発生するのか。
- A: ご指摘の事態の際であっても、返還義務が発生する可能性があります、個別にご相談ください。
- Q: GEC ホームページ記載の質問と回答における Q29(4/23 付公表版では Q30)において、「補助金は精算時(領収書の日付)の為替レートにより支払われる」とあり、為替レートによっては補助金(日本円)が申請時より増える可能性があるが、あくまで精算時の為替レートに基づいた補助金(日本円)が支払われると考えてよいか(例えば、申請時のレートが 1 ドル=120 円で、見積金額が 100 ドル = 12,000 円の補助金を申請し、精算時(領収書の日付)のレートが 1 ドル=130 円となった場合でも、領収書金額が 100 ドルであれば補助金は 13,000 円と考えてよいか。)。  
またその場合、回答にある為替リスクヘッジとはどのようなケースを示唆しているのか。
- A: Q&A に記載されているとおり、補助金は精算時(領収書の日付)の為替レートにより支払われます。

ただし、合計額は交付決定額を超えることはできません。

リスクヘッジについては、為替レートの変動により円ベースの交付決定額を超える場合に備えて必要となるケースがあると考えられますが、応募者自らの責任において行ってください。

- Q: 同 Q37(4/23 付公表版では Q38)において、「PDD 作成や validation も環境省が支援を検討している」とあるが、第三者機関(TPEs)の妥当性確認や初回の検証のほか、2 回目以降の検証委託費用についても、環境省にてご負担頂けるものと考えてよいか(事業者はあくまでデータの提供や立会いのみ)。
- A: 現在のところ、2 回目以降の検証費用を環境省が負担する方針はありませんが、検証の毎年実施を求めることはしないこととなっております。
- Q: 公募要領 P5 の「事業の開始について」において、契約日・発注日はセンターの交付決定日以降であることとあるが、補助金の請求に直接関わらない契約行為(補助金請求時にエビデンスとならないもの)は交付決定日より前に行ってもよいか。
- A: 補助対象として申請しないものに関しては、結構です。
- Q: 公募要領 P7 の「補助金の支払い」において、補助金の支払いは報告を受けた翌年度の 4 月 30 日までにその実績額に応じた額の概算を支払うとあるが、単年度事業で早期に事業が完了し所定の報告を行った場合、翌年度の 4 月を待たずに支払いを受けることは可能か。
- A: 早期に事業が完了する場合は可能です。
- Q: モニタリング機器は補助金対象とのことだが、導入機器の法定耐用年数期間中に発生するであろうモニタリング機器の校正費用は補助金対象となるか。対象となる場合、具体的にどの積算項目に計上すればよいか。
- A: 補助金の精算前(設置完了前)のモニタリング機器の校正費用は対象となります。そのための費用はモニタリング機器と同様に設備費に計上してください。設置後(精算後)の校正費用は本補助金の対象外です。
- Q: なんらかの事情で、モニタリング機器を校正することが難しく、新品への置換となる場合は、置換品の購入費用も補助金対象になるという理解でよいか。
- A: 精算前に限り対象となります。この場合、置換前機器の購入代金は対象外です。

### 【JCM制度・方法論・MRV】

- Q: 今年度より MRV 実施期間が法定耐用年数までと延長となっているが、この背景は何か。また、法定耐用年数について、例えば LED ランプは照明器具であれば 15 年だが、ランプ自体の寿命は約 13 年(60,000 時間に対し 12 時間/日の運用)である場合においても、MRV 実施期間は 15 年間となるのか。
- さらに、調光制御システムなど法定耐用年数の異なる別の設備を組み合わせて導入する場合、MRV 実施期間は、導入する設備の中で最短となる設備の法定耐用年数と考えてよいか。
- A: 2020 年も目前であり、JCM 署名国から今後も JCM を続けていきたいとの声もあるため、法定耐用年数をモニタリング期間としました。法定耐用年数は、システムを構成する機器のうち同年数が最短のものに合わせる考えられますが、個別ケースごとの状況を踏まえて設定することとなります。
- Q: 公募提案書作成ポイントに例示されている国際コンソーシアム協定書(例)について、あくまで参考例であることは承知の上でお尋ねするが、第 8 条に運営委員会の記載があるが、具体的にどのような運営をイメージしたものか(設備導入中の運営だけでなく、MRV 期間中の運営も含めたものを意図しているのか。)
- A: 運営委員会は設備導入の設計・設置だけでなく、法定耐用年数の間についても設備を適切に運用管理し、MRV を行っていくためなど、公募要領にある共同事業者の責務事項について、事業者間

で連携して役割分担をスムーズに行うための運営をイメージしています。

- Q: 公募説明会資料 P12 の事業者の責務として、「設備法定耐用年数の間、モニタリングを毎年度実施し、GECまたは環境省へ報告する」とあるが、モニタリングだけでなく、GECまたは環境省への報告も、毎年度実施するのか。それともクレジット発行申請と同様に複数年分をまとめて報告することも可能か。
- A: モニタリングを実施し、その結果を事業報告書に記載の上、毎年度ご提出・報告ください(交付規程第16条)。

以上